



新潟市緑化地区等への補助金について



1. 目的

みどり豊かな潤いのあるまちづくりを形成するため、土地所有者等の全員合意のもとで、民有地における緑化ルール（緑地協定）を策定したエリアの土地所有者等に対し、生垣等の設置工事費の一部を補助し、まちなかの緑を創出するとともに、みどりによる生活空間づくりを推進します。

2. 緑地協定について

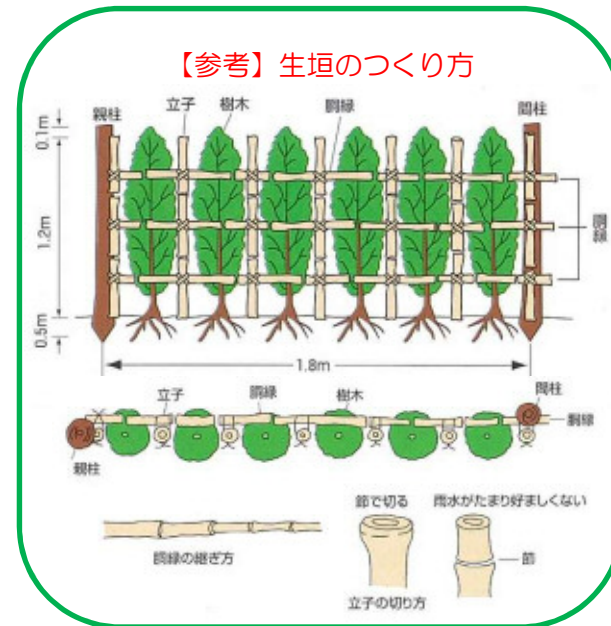
都市緑地法に基づき、良好な住環境を創出するため、土地所有者などの関係者全員の合意によって区域を設置し、緑地の保全又は緑化に関する協定を締結し、市長が認可した地区です。

また、緑地協定では、以下の内容を定めなければなりません。

- ① 緑地協定の区域
- ② 緑地の保全又は緑化に関するルール（樹種・植栽場所等）
- ③ 緑地協定の有効期間（5年以上30年未満）
- ④ 緑地協定に違反した場合の措置など

3. 補助対象について

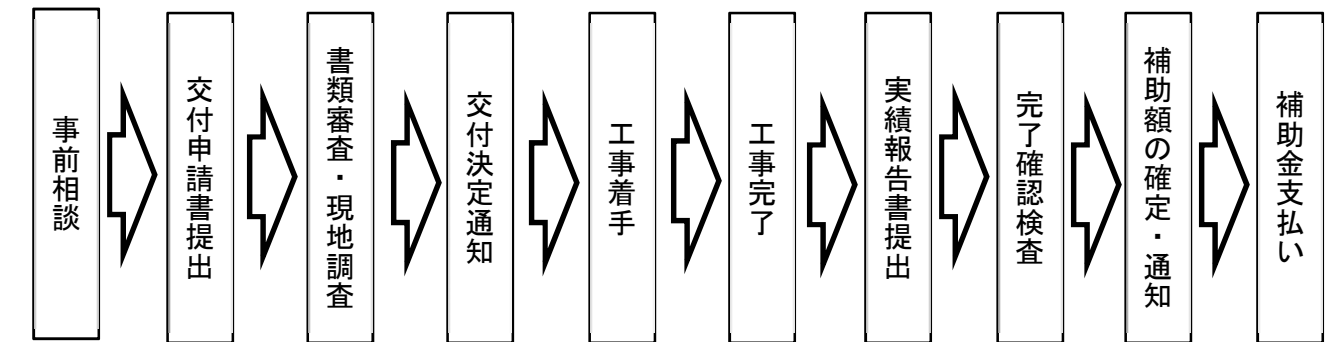
- ① **都市緑地法に基づく緑地協定地区内の土地所有者等で新たに生垣・高木性樹木を設置する者**
- ② 生垣等が公道・その他建築基準法上道路に面していること
- ③ 生垣は長さ3m以上、高さ1.0m以上、延長1mあたり2本以上を植え込むこと
- ④ 高木性樹木の間隔は5m以上の距離をとること
- ⑤ 生垣等の樹種は緑地協定で定めているもので5年以上生垣等を保全すること



4. 補助額について

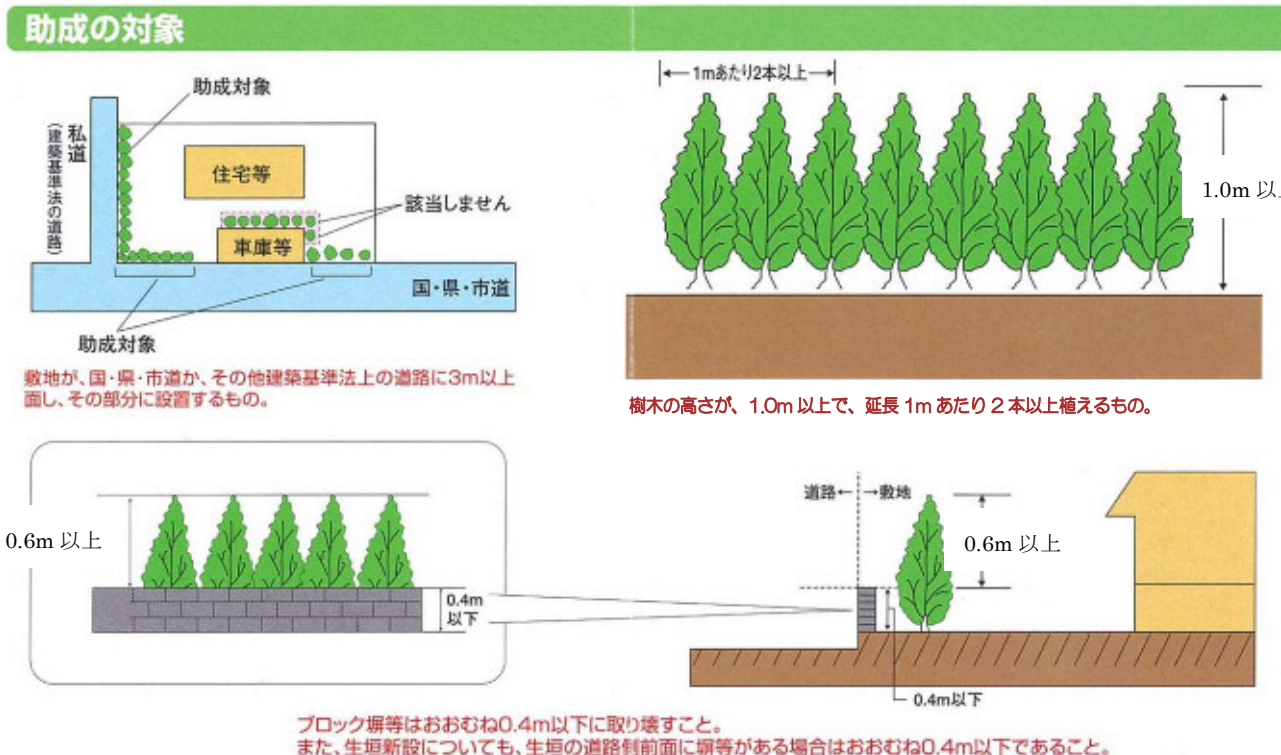
生垣等の設置に要する工事費の2分1 上限額5万円

5. 申請の手続き



6. 新潟市の緑地協定地区（令和3年2月時点）

区名	地区名	面積	協定期限
東区	西野中野山地区	10.6ha	令和7年7月27日
中央区	長潟南沿道サービス地区	2.2ha	令和8年2月1日
西蒲区	越前浜青松の杜地区	0.8ha	令和8年5月29日



7. お問い合わせ先

補助金を希望される方・緑地協定に関する事前相談は生垣等を設置する所在地を管轄する区役所建設課へご相談ください。

区名	住所	電話番号
北区役所 建設課	北区東栄町 1-1-14	025-387-1435
東区役所 建設課	東区下木戸 1-4-1	025-250-2610
中央区役所 建設課	中央区西堀通6番町 866 番地（NEXT21 5階）	025-223-7403
江南区 建設課	江南区泉町 3-4-5	025-382-4738
秋葉区 建設課	秋葉区程島 2009	0250-25-5691
南区 建設課	南区白根 1235	025-372-6460
西区 建設課	西区寺尾東 3-14-41	025-264-7661
西蒲区 建設課	西蒲区巻甲 2690-1	0256-72-8507